

石川県公報

令和4年4月26日

第13502号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 公 告 | |
|---|---|------------------------------|---|
| ○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室) | 1 | ○都市計画事業の認可 (都市計画課) | 3 |
| ○歳入の徴収事務の委託 (同) | 1 | ○歳入の収納事務の委託 (建築住宅課) | 3 |
| ○歳入の徴収事務の委託 (自然環境課) | 1 | ○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課) | 3 |
| ○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を 求めるための事前届出 (水産課) | 2 | ○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) | 5 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) | 2 | ○公共測量実施公告 (監理課) | 5 |
| | | ○土地区画整理事業の施行認可公告 (都市計画課) | 6 |

告 示

石川県告示第156号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、令和4年4月26日次のとおり指定した。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

| 指 定 番 号 | 氏 名 |
|---------|------|
| 第1211号 | 松平夏季 |

石川県告示第157号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

| 委 託 事 項 | 委 託 先 | | 委 託 期 間 |
|------------------|------------------|--------------|---------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 保育士登録に係る手数料の徴収事務 | 東京都千代田区麴町1丁目6番地2 | 社会福祉法人日本保育協会 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |

石川県告示第158号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

| 委 託 事 項 | 委 託 先 | | 委 託 期 間 |
|---|----------------|--------------|----------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 石川県自然公園施設のうち室堂くろゆり荘、室堂こぞくら荘、室堂御前荘及び室堂白山荘に係る使用料の徴収事務 | 白山市三宮町ニ105番地の1 | 一般財団法人白山観光協会 | 令和4年5月1日から同年11月30日まで |

石川県告示第159号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年4月26日から同年5月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

| 発 起 人 | | 加入区 | 法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出 | 縦覧場所 |
|-------|------------------|-----|-----------------------------|---------------|
| 氏 名 | 住 所 | | | |
| 北 信 幸 | 羽咋郡宝達志水町御館ヨ84番地 | 押水 | 行う。 | 石川県漁業協同組合押水支所 |
| 角 治 | 羽咋郡宝達志水町今浜北96番地2 | | | |
| 角 時 守 | 羽咋郡宝達志水町今浜ソ15番地 | | | |

石川県告示第160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

奥能登土木総合事務所管内

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 衝撃に関する事項 |
|-------|---|---------|---------------------|----------|
| 谷口 | 輪島市門前町俊兼 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 金蔵 | 輪島市町野町金蔵 輪島市西山町 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 小西山 | 輪島市西山町 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 寺山申ヶ場 | 輪島市町野町寺山 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 二又 | 輪島市門前町二又 輪島市門前町大切 輪島市門前町江崎 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 井守上坂 | 輪島市門前町百成大角間 輪島市門前町井守上坂 輪島市門前町餅田 輪島市門前町皆月 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 小町 | 輪島市上山町 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 縄又 | 輪島市縄又町 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 立壁 | 輪島市別所谷町 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 田形 | 穴水町北七海 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 真脇 | 能登町真脇 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 三田 | 能登町山田 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |

| | | | | |
|------|--------------------------|---------|------|---------|
| 南時長 | 能登町山中 能登町満泉寺 能登町時長 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 向山 | 能登町鴨川 能登町鈴ヶ嶺 能登町石井 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 小浦 | 能登町小浦 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 瑞穂 | 能登町瑞穂 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 脇ヶ谷内 | 能登町小間生 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |
| 山根 | 能登町天坂 能登町上町 | 次の図のとおり | 地すべり | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第161号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

| 施行者の名称 | 都市計画事業の種類及び名称 | 事業地 | 事業施行期間 |
|--------|------------------------------------|--|----------------------------|
| 野々市市 | 金沢都市計画道路事業 3・4・77号 野々市中央公園西線 | (1) 収用の部分 野々市市下林三丁目、堀内一丁目、蓮花寺町地内 (2) 使用の部分 なし | 令和4年4月26日から 令和9年3月31日まで |

石川県告示第162号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

| 委託事項 | 委託先 | | 委託期間 |
|-----------------|----------------|-----------------------|---------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 県営住宅の家賃等に係る収納事務 | 金沢市西念3丁目15番23号 | ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体 | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリかほく店

かほく市森子82番1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年12月12日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,527平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 140台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 14台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 31.9立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 1箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和4年4月11日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及びかほく市産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和4年4月26日から同年8月26日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年8月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------------------|---------|----------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | |
| 農事組合法人 SKYファーム | 鳳珠郡能登町 | 鳳珠郡能登町字神和住ヲ部24番ほか9筆 |
| 笹谷内 秀雄 | 鳳珠郡能登町 | 鳳珠郡能登町字中斉ハ部72番1ほか4筆 |
| 脇 晴希 | 鳳珠郡能登町 | 鳳珠郡能登町字斉和く部1番ほか17筆 |
| 農事組合法人 KMファーム | 鳳珠郡能登町 | 鳳珠郡能登町字石井四字11番3ほか19筆 |
| 農事組合法人 あぐりばんば | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹北5番ほか14筆 |
| 上田 清志 | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町最勝講式字6番ほか12筆 |
| 高橋 孝雄 | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹中85番ほか7筆 |
| 長谷川 清美 | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町西壺字3番ほか1筆 |
| 福井 意明 | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町尾崎西20番 |
| 福井 清研 | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町尾崎西23番 |
| 竹口 一郎 | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町尾崎西50番ほか9筆 |
| 梅田 里美子 | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町尾崎西14番 |
| 木島 和夫 | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町金丸東153番 |
| 濱田 勉 | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町金丸983番地1ほか6筆 |
| 農事組合法人 向田町集落営農組合 | 七尾市 | 七尾市能登島向田町令19番 |
| 加納 善行 | 加賀市 | 加賀市勅使町77番ほか34筆 |
| 有限会社 吉田農園 | 小松市 | 小松市高堂町ニ33番1 |
| 農事組合法人 五坊商店 | 金沢市 | 金沢市大場町ノ47番1ほか54筆 |
| 農事組合法人 大浦豊栄農園 | 金沢市 | 金沢市大浦町カ42番1ほか5筆 |
| 農事組合法人 ファーム吉倉 | 河北郡津幡町 | 河北郡津幡町字吉倉143番1ほか8筆 |
| 農事組合法人 かさの郷 | 河北郡津幡町 | 河北郡津幡町字吉倉216番1ほか2筆 |
| 農事組合法人 むぎわら | 河北郡津幡町 | 河北郡津幡町字舟橋354番1ほか29筆 |
| 山口 豊 | 河北郡津幡町 | 河北郡津幡町字種東139番ほか6筆 |
| 中村 悟 | かほく市 | かほく市大崎7字129番ほか10筆 |
| 有限会社 かわに | 金沢市 | かほく市大崎6字1番ほか14筆 |
| 福益 範和 | 能美市 | 能美市大成町ヌ61番4ほか14筆 |
| 有限会社 岡元農場 | 能美市 | 能美市大成町ワ62番1ほか9筆 |

2 認可年月日

令和4年4月26日

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|------------------------|---------------------------|-----------|
| 公 共 測 量 (用 地 測 量) | 令和4年4月12日から 同年12月16日まで | かほく市高松町地内 |

土地区画整理事業の施行認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

令和4年4月26日

石川県知事 馳 浩

- 土地区画整理事業の名称
白山市旭工業団地北部地区土地区画整理事業
- 施行者の住所及び名称
白山市倉光二丁目1番地
白山市
- 事業施行期間
令和4年4月26日から令和7年3月31日
- 施行地区に含まれる地域の名称
白山市八田中町、八田町、宮永新町、一塚町、旭丘一丁目及び旭丘二丁目の各一部
(地区内に介在する道路及び水路敷を含む。)
- 事務所の所在地
白山市倉光二丁目1番地
- 施行認可の年月日
令和4年4月18日
- 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 公告の方法
白山市役所の掲示板に掲示する。